

民生文教常任委員会

1 開 議 令和6年9月10日（火） 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第49号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第50号 大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第51号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第52号 大田原市緑資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第54号 大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第55号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員 長	大 塚	正 義	出席
副委員長	櫻 井	潤 一 郎	出席
委 員	伊 賀	純	出席
	前 田	則 隆	出席
	北 原	裕 子	出席
	津 守	那 音	出席
	中 川	雅 之	出席

当 局	保 健 福 祉 部 長	松 本	通 尚	出席
	保 育 課 長	清 水	春 雄	出席
	高 齢 者 幸 福 課 長	阿 見	賢 一 郎	出席
	市 民 生 活 部 長	佐 藤	美 奈 子	出席
	国 保 年 金 課 長	中 木	太	出席
	生 活 環 境 課 長	田 上	建 二	出席
	教 育 部 長	君 島	敬	出席
	教 育 総 務 課 長	羽 石	剛	出席

事 務 局	土 屋 大 貴	出席
-------	---------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大塚正義） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はタブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、市民生活部長、教育部長、保育課長、高齢者幸福課長、国保年金課長、生活環境課長、教育総務課長であります。

◎議案第49号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第49号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松本通尚） 議案第49号につきましては、議会本会議において、議案上程の際、概略を説明させていただいたところではございますが、本日は所管の清水保育課長が出席しておりますので、改めてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 保育課長の清水です。私からは議案第49号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をいたします。

25ページになります。28ページの議案書補助資料を御覧ください。この条例は、児童福祉法の規定により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めたものとなっております。今回の改正は、国のこども未来戦略において幼児教育・保育の質の向上を目的とした職員配置基準の改正が行われ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、保育所C型を除く小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に関わる保育士、保育従事者の職員配置基準が見直されました。小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の保育士、保育従事者の職員配置基準につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従い、市町村の条例で定めることとされているため、関係箇所の改正が必要でありますので、本議会に議案上程するものであります。

改正の内容をご説明しますが、C型を除く小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳児

以上の児童に関わる保育士、保育従事者の職員配置基準を見直すもので、3歳児の現行の配置基準「20人につき1人」を「15人につき1人」、4歳、5歳児の現行の配置基準「30人につき1人」を「25人につき1人」とする内容となっており、改正が必要な箇所は4か所となっております。

それでは、詳細をご説明いたします。25ページの議案書を御覧ください。新旧対照表の改正前（旧）に掲げる規定を同表改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

小規模保育事業A型における職員を規定する第29条第2項第3号中「20人につき1人」を「15人につき1人」に、第4号中「30人につき1人」を「25人につき1人」に改めます。

26ページになりますが、小規模保育事業B型における職員を規定する第31条第2項第3号、第4号を同様に改めます。

次に、事業所内保育事業所のうち、保育所型事業所内保育事業所の職員を規定する第44条第2項第3号、第4号を同様に改めます。

27ページにまたがりますが、小規模型事業所内保育事業所の職員を規定する第47条第2項第3号、第4号を同様に改めます。

最後に、附則としまして、施行期日をこの条例は、公布の日から施行するといたします。

なお、補足をさせていただきます。市内には小規模保育事業所が6施設ございますが、全て定員が19人以下のA型の事業所であり、受入れ児童はゼロ歳から2歳児となっておりますので、直ちに影響があるものではありません。また、事業所内保育施設につきましても、給付を受ける施設は市内にないことから、影響はございません。また、認可外保育施設につきましては、毎年運営状況報告書の提出と市の立入調査を実施しており、3歳以上のお子様の受入れが数名であること、また他の年齢区分におきましても、職員配置基準を満たさないような運用はされておられませんことを報告いたします。

説明につきましては以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この変更のところ、15人、20人というのをこっちへ置いておいてなのですけども、このおおむねというところが、おおむねってどういうふうに理解をしたらいいですか。15人に1人とか、そういうのではなくて、おおむね15人に1人という記載があるのですけれども、ここはどういうふうに考えていいのですか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 国の規定が全てこのような表記になっていることと、今回の私どもの基準の条例ですけれども、こちらにつきましても、いわゆる上位の条例に従って、参酌と言うよりも、もう従う基準ということで整備した条例となっておりますので、国に従ったまでという回答になります。

以上となります。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） これは15名から外れるということは想定はされるということですか、この前後に。この国からの引き継いでいるということだけですけれども、この15名から外れるとか、20名から外れるとか、何かそういう想像するところってありますか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） まず、運用につきましては、確かに表記ではおおむねというものになってまいりますが、当然ながら私どものほうはゼロ歳児は3対1、1歳児は6対1、当然ながら3歳児も現行は今までは20でしたけれども、15、それから今回の4歳、5歳の25というこの数字で行っておりますので、つまり4歳、5歳児で26となれば、要保育士は2ということで運用といいますか、施設にも指導をしている、そのような状況でございます。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はありませんか。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回A型、B型という形の施設においてということで、今のところは職員さん大丈夫だと思うのですが、大体ぎりぎりぐらいのその職員の配置は、今、15人につき1人と25人に1人という形になるのですが、その辺でのぎりぎりの数字なのか、余裕を持って今、職員さんが配置されているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） まず、今回は家庭的保育事業ということで、先ほどもご説明をさせていただきましたとおり、小規模保育事業所につきましては、ゼロ歳から2歳児までの受入れということで、この職員配置というのは直接的には影響はないというものになってまいります。しかしながら、今、保育従事者がなかなか見つからないといいますか、人手不足という現状はございますので、今後は何らかの抜本的な対策というのは必要だとは思いますが、これは市が主導でというのなかなか難しいものですので、今後の国からの情報などを随時早め早めに仕入れて対応していきたい、そのように考えております。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） 質問の回答なのですけれども、今現在のその保育施設の配置基準は、余裕を持った、今、配置基準になっているのか、その職員さんの配置。もう一度その辺。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） そうしますと、小規模保育事業以外の例えば保育所、認定こども園ということでよろしいでしょうかね。はい。

現行につきましては、この改正が今年の3月13日に行われて、4月からの適用ということになっているのですが、昨年のうちから例えば3歳児ですと、3歳児配置加算というのがもう取られている状態でございました。これは、前の年からになりますけれども、3歳児をもう既に15人につき1人で運営ができる場合は、その分、公定価格の加算がつくということになっておりました。あと、4歳児、5歳児についてもチーム保育推進加算、そういったもので加算がついておまして、市内の施設については、ほぼもうこの加算が取れているという状況でございましたので、今回4月から実際変わったわけですが、4月から人が、保育士さんが不足していたということはございません。

○委員長（大塚正義） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

津守委員。

○委員（津守那音） こういったときに人数が定められている中で、例えばこの事業所がその人数を守らず

に運営した場合の罰則とかはありますか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） まず、施設からの毎月の請求書といいますか、そういったものの中に職員の従事者名簿、こういったものを出していただいて、人数とか、それを見ながらいわゆる職員さんが足りているかどうかの判断は毎月チェックをさせていただいております。春先につきましては、ゼロ歳児さんの入所がまだ少ないので、いわゆる上半期については、不足というのはないのですけれども、職員さんも途中で退職されたりとか、そういう事情もございますので、とにかく不足にはならないように施設側は運営をしておりますし、万が一不足を市のほうで確認したときは、直接ペナルティーといいますか、指導をさせていただいている、それが今の実情でございます。

○委員長（大塚正義） ほか質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第49号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第50号 大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第2、議案第50号 大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松本通尚） 議案第50号につきましても、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日、所管の阿見高齢者幸福課長が同席しておりますので、課長からご説明いたします。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（阿見賢一郎） 高齢者幸福課長の阿見です。どうぞよろしくお願いいたします。議案第50号 大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書32ページ、議案書補助資料を御覧ください。本条例につきましては、介護保険法に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準が定められておりますが、このたび介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正が令和6年3月29日付で公布され、地域包括支援センターにおける職員配置の見直しが行われました。

地域包括支援センターとは、介護保険の被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の被保険者が可能な限り住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるよう相談業務を行っているところであり、市内には中央、西部、東部の3か所の地域包括支援センターを運営しており、それぞれ3職種の専門職を配置しております。

見直しの内容といたしましては、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種である保健師、その他これに準ずる者、社会福祉士、その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することなど柔軟な職員配置が可能となったことから、今回条例の一部を改正するものであります。

なお、今回の施行規則の改正による条例改正は、1年間の猶予期間が設けられております。

29ページを御覧ください。新旧対照表によりご説明いたします。第3条第2項ですが、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)において、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が定められておりましたが、今回の改正に伴い、号番号を第140条の66第1号イに修正しております。

第4条では、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について規定しておりますが、現行の当該職員の員数について、第1号被保険者の数に応じて又は地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることができるとします。

30ページを御覧ください。第4条第2項では、前項の規定にかかわらず、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1つの地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとします。この場合において質の担保の観点から、当該区域内の1つの地域包括支援センターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤職員を配置しなければならないこととします。

31ページを御覧ください。第4条第3項は、第4条の第1項の改正に伴い、改正を行うものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行といたします。

以上で議案第50号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回のこの改正によってという形なのですが、ただ、複数のその施設にまたが

って人員配置という形なのですが、その場合に今回法の改正で1年間猶予を与えられるという形なのですが、大田原市の場合にはそうすると1年後にその基準というか、人員というのは大田原市はどういう形に1年後はなるのかという考えは。その辺。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（阿見賢一郎） 先ほど説明した中で、大田原市には3つの支援センターがございまして、それぞれ現在5人の職員が配置されております。この条例の内容でしますと、3職種を満たす最低3名ずつあればよいという形なのですが、5名ずつ配置しておりますので、それぞれ3職種を満たしている形になっております。今後もその体制は継続していく考えでございますので、来年度以降も各支援センター5人の配置のまま運営をしようと考えております。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） すると、1年後に人を入れるとか、補充するという形ではないという、で大丈夫だという考えでよろしいのか。もう一度その辺を確認します。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（阿見賢一郎） はい、そのような考えで大丈夫です。

○委員長（大塚正義） ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第50号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第51号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第3、議案第51号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤美奈子） 市民生活部長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

本日、市民生活部では、議案第51号と52号の2件の条例改正になります。議会の本会議におきまして、議案上程の際に概略を説明させていただいているところでございますが、改めまして担当課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号につきましては、中木国保年金課長よりご説明いたします。

○委員長（大塚正義） 国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） 議案第51号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

35ページ、議案書補助資料を御覧ください。改正内容であります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、被保険者証の発行を終了し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、いわゆるマイナ保険証を利用することになることから、関係部分を改正するものでございます。

33ページにお戻りいただきまして、新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。第18条は、罰則規定になっておりますが、国民健康保険法の第9条の改正に伴う項ずれ及び被保険者証の返還の規定を削除するものであります。項が直前の4つの項の削除に伴い、5項とするものでございます。あわせまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が行われることに伴い、被保険者証の返還の規定が不要となる部分を削除するものであります。

附則といたしまして、第1項で、この条例は、令和6年12月2日から施行し、第2項で経過措置を規定しております。

以上で議案第51号の説明を終わります。

以上でございます。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

北原委員。

○委員（北原裕子） 12月以降、マイナンバーカードに移行していない方、きっと証明書が発行されますが、この罰則の場合、以前の改正前のものは被保険者証が返還となっていますけれども、この罰則の規定、対象になってしまった場合は、そのマイナンバーカードではない、取れていない方は、その証明書を返還と、そういうことになってしまうのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） ご説明申し上げます。

今回の改正というのは、マイナンバーカードの中に保険証が入ってしまうということは、もう今まで使っている保険証、紙の保険証がなくなるわけです。今まで従来は罰則規定があった場合、返してくださいよと、お返してくださいというので返していただけたと、そういう改正でございますので。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） マイナンバーが取れていない方の場合は、どのような対処になりますか。

○委員長（大塚正義） 国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） マイナンバーカードとのひもづけがされていないということでよろしいでしょうか。資格確認書というものが発行になります。資格確認書というものとマイナンバーカードを持って

医療機関で受診いただくというふうな形になる。持っていくものが増えてしまうという部分ではちょっと不便になっているかもしれません。ひもづけしたほうが便利ということになるかと思います。

以上です。

○委員長（大塚正義） 前田委員。

○委員（前田則隆） 並行するのは伺ったのですが、それを全部、目標はいつ頃までに全部そういう並行証明書の発行、ずっとこのまま継続されるのですか。

○委員長（大塚正義） 中木国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） お答えいたします。

今現在、国民健康保険の保険証については、令和7年の7月いっぱいまでの有効期限になっておりますので、それまではその保険証は使えます。ただ、それ以降につきましては、もう従来の健康保険証としての発行はなくなりますので、今お話しさせていただきました資格確認書というものとマイナンバーカードと2つをお持ちいただいて受診いただくような形になるかと思います。

以上です。

○委員長（大塚正義） 前田委員。

○委員（前田則隆） その1枚のマイナンバー保険証とその証明書のやつが並行して携行されるというわけですか。

○委員長（大塚正義） 国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） 委員ご質問のとおり、マイナンバー保険証と資格確認書2つになるということでございます。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） すみません。ちょっと基本的なことでお伺いしたいのですが、今現在そのひもづけされている方と、ひもづけされていない方、資格証でお渡しするという、これは資格証は送ってくれるのですか、それとも申請をされるとか、そのところはどのようなふうになるのですか。

○委員長（大塚正義） 国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） マイナンバーカードのひもづけがされていない方でも確認書は全部送付します。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） では、市としたら確認書が必要な方にはもう自動的に送付をするということで、保険証の代わりにこれ使ってくださいということで送るということですか。

○委員長（大塚正義） 国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） 原則としてはマイナンバーカードと一体化を進めていくので、ひもづけをしてくださいというふうをお願いしていくのが私たちの立場かと思います。ただ、ひもづけを求めない方につきまして、あとはできない方、障害があったり、施設に入所されている方とかについては、やはりその確認書のほうをこちらからプッシュ型で送らせていただくようになるかと思います。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はありませんか。

中川委員。

○委員（中川雅之） 後学のためというのではないのですが、今、確認した中で、今現在マイナンバーでひもづけされている方のパーセンテージというか、大体どのぐらいいるものなのかなというのはちょっと分かりましたら。

○委員長（大塚正義） 国保年金課長。

○国保年金課長（中木 太） 大田原市につきましては、マイナンバーカードの取得率は80.8%ぐらい持っているというふうに、これ6年の5月31日になります。80%の方が取得している状況でございまして、国民健康保険の保険者でひもづけされている方、登録者数になるかと思うのですが、65.02%でございまして、一応5月31日ということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第51号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第52号 大田原市緑資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第4、議案第52号 大田原市緑資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤美奈子） 議案第52号につきましては、田上生活環境課長よりご説明いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 議案第52号 大田原市緑資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

39ページ、議案書補助資料を御覧ください。現在、亀久地内にあります緑資源リサイクル施設につきましては、市内から排出されるせん定枝葉等を再生し、資源を有効利用するため設置されたりサイクル施設であります。

改正内容であります。一般家庭などから搬入されるせん定枝葉等は計量機により、その重量に応じた手数料の徴収を行っておりますが、計量器の老朽化に伴い、令和7年4月1日から重量によらない料金設定とするため、関係部分を改正するものであります。

36ページを御覧ください。新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を、同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第3条は、業務について規定しておりますが、第1号中、平仮名の「たい肥化」を漢字の「堆肥化」に改めます。

第4条の見出しを「利用日及び利用時間」から「開所日及び開所時間」に改め、第1項中「利用日」を「開所日」に、「利用時間」を「開所時間」に、「認めた」を「認める」にそれぞれ改め、第1号で開所日、毎週水曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始、37ページに参りまして、12月29日から翌年1月3日までを除くとし、年末年始の取扱いについて、大田原市の休日を定める条例に合わせております。

また、第2号中「利用時間」を「開所時間」に改めます。

第5条は、利用者の範囲について規定しておりますが、第2号中「認めた」を「認める」に改めます。

第6条は、搬入の禁止及び制限について規定しておりますが、第1項中の文言を修正し、第3号中「再生品」の次に「せん定枝葉等をチップ化又は堆肥化したものをいう。以下同じ」を加え、改正前の第2項を文言を修正した上で第4号とするものです。

第9条の見出しを「許可の取消し」から「許可の取消し等」に改め、第1項中「市長は」の次に「第7条第1項の規定により」を加えます。

38ページに参りまして、第2項中「責を」を「責任を」に改めます。

第13条は、再生品の支給について規定しておりますが、文言や用語を修正し、簡潔な表記といたします。

別表第10条関係につきましては、区分の欄は利用者を、金額の欄はせん定枝葉等の処理手数料を定めております。上段は市内に住所を有する者について規定しておりますが、区分の欄、「第5条第1号に規定する一般家庭から搬入するせん定枝葉等」を「市内に住所を有する者が搬入するせん定枝葉等」に、金額の欄、「10キログラムにつき100円、ただし1回の搬入量が30キログラム以下の場合は無料とする」を「搬入車両1台につき1,000円」にそれぞれ改めるものです。計量器を使用しない手数料へ改めるとともに、30キログラム以下の無料扱いを廃止するものです。

下段は、上記以外で市長が適当と認めた者で、あらかじめ市長の許可を受けた者について規定しておりますが、区分の欄、「上記以外で搬入するせん定枝葉等」を「第7条第1項の許可を受けた者が搬入するせん定枝葉等」に、金額の欄、「10キログラムにつき200円」を「搬入車両1台につき、当該車両の最大積載量に1キログラム当たり10円を乗じた額」にそれぞれ改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものといたします。

以上で議案第52号の説明を終わります。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

津守委員。

○委員（津守那音） 第6条の（4）の前6条3号に掲げるもののほか、市長がリサイクル施設の管理上支障があると認めるせん定枝葉等の支障があると認めるせん定枝葉ってどういうものか、内容をお聞かせいただけますか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 例えば物が腐っていたりだとか、そういったものです。

○委員長（大塚正義） 津守委員。

○委員（津守那音） 別表第10条関係で、10キログラムにつき100円、ただし1回の搬入量が30キログラム以下の場合は無料だったものが、今回搬入車両1台につき1,000円ということで、30キログラム以降は無料ではなくて、これは10キロでも20キロでも1,000円かかる。実際に1トンとか2トンとかということでも1,000円だと思うのですが、そのような考えでよろしいでしょうか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（大塚正義） 津守委員。

○委員（津守那音） 30キログラム今まで無料だったのを、そのまま継続するというお考えはないでしょうか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 計量器が壊れて使用できなくなったために、量ることができないということで、何キロなのか分からないということがありますので、今までどおり継続するのはちょっと難しいというふうに考えています。

○委員長（大塚正義） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤美奈子） ちょっと追加で補足のほうをさせていただきます。

先ほど無料の分、30キロ以下の無料の分につきましては、今現在もごみステーションのほうに、太さ10センチ以下で、長さ50センチ以下ということでまとめていただければ、3束までごみステーションのほうに出せますので、無料の方はこういう形で無料のままごみステーションのほうにお出しできるので、そのほうは対応は可能かなと考えております。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑ございませんか。

櫻井委員、どうぞ。

○委員（櫻井潤一郎） では、私のほうから今回の改正は、計量器の老朽化によるもので、老朽化で使えないから変えるという改正だと思うのですが、この導入については考えなかったのか、伺います。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） この更新をするため、費用がどのくらいかかるのか見積りを取りましたら、400万円以上かかってしまうというようなことでございます。

○委員長（大塚正義） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） そういう意味でちょっと400万円のその導入費用と、量らないで1台につき幾らとや

ったほうが採算が合うと言うのではないのですけれども、効率がいいといふうにお考えだったのでしょうか、伺います。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） そこに従事している者については、シルバー人材センターにお願いしているのですけれども、結構高齢の方で、なかなか細かい作業が難しいというようなことも言われていましたので、簡単な方法ということで、1台あたりに決めさせていただきました。

○委員長（大塚正義） ほか。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 今ご説明いただいた高齢化によって委託しているところがなかなか難しい。それによってやっぱり市民サービス等を考えたときに、これはどっちのほうを優先すべきだろうというふうに思うのです。その400万円の新しい機種を導入するのと、今後こうやって30キログラム、いろいろごみステーションに出せるということありますけれども、やっぱりこの大きさも全然関係なくなるわけではないですか。その持ち込む大きさ、1トンであったり、軽トラであったりとか、そういうものの市民の満足度というのはこう変えて市としたらどういうふうに思われますか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） ちょっと難しいのですが、私も先ほど部長が言いましたように、同じ30キロ以下でも同じ、サイズはちょっとずつ変わりますけれども、ステーションに3束まで出せるということもありますし、わざわざ緑資源、亀久まで行ってガソリン代かけて行かなくても、そっちに出せますので、同じ費用が無料でも、それについては対応ができるというようなことがありますけれども、その直さないことによって市民へのサービスが低下するとまでは私どもはそうには思っていないのですが。

○委員長（大塚正義） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤美奈子） 私のほうからちょっと補足させてください。

ここはリサイクルということで、自然のものを利活用しようということで建てられたものになりました。もともと採算が合っていない施設であります。大体毎年20万円程度の歳入しかない施設ですし、30キロ以下無料としていました。やっぱり一般の自動車とか、軽自動車で来る方は大体無料の方がほとんどだったので、そこのサービスという部分では変わらないかなと思うのです。確かにそのまま持っていけるといのは、ごみステーションのほうにその長さをそろえてというものがないというところでは一理あるかもしれないのですけれども、出す方法はありますので、そちらのほうで対応していただければと考えております。

○委員長（大塚正義） ほかに。

中川委員。

○委員（中川雅之） 後学のためにちょっと教えていただきたいのですけれども、今回というか、今までのその搬入のその積載量というか、先ほど部長言ったように、軽トラだったりとかというような形なのですが、大体軽トラだとか、あとは2トントラックとか、4トントラックとか、10トントラックとかありますよね。大体平均すると軽トラがほとんどを占めているとか、そういう形で、どういう状況だったのかというのは分かりましたらお知らせください。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 主に軽トラが73ぐらいですか、ごめんなさい。ちょっと待ってください。貨物車が75%です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） 75%は軽トラでの搬入だという形で、残りの25%は許可を得た大きい例えば10トンとか、そういう許可を得た車の搬入という形なのか、その辺もう一度。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 先ほど件数は言っていませんでしたけれども、件数を申し上げますと、平均で約330件の件数があります。そのうち75%が軽トラということでしたけれども、残りの25%については通常の一般の乗用車ということでありまして、結構軽トラは同じ人が何回も運んだりするというのが同じ傾向として見られますので。

○委員長（大塚正義） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤美奈子） すみません。ちょっと補足させてください。

今回の料金を設定するに当たりまして、昨年、令和5年の6月から11月の6か月間、調査を担当のほうでいたしました。調査というのは基本的にやっていないのですけれども、今回の料金改定のために調査をさせていただきました。全体の75%がもう軽トラックというところで、ほとんどの方がそうですね、75%利用しておりまして、そのほかの乗用車の方につきましては、25%ということなのですが、大体30キロ以下で持ってくる方がほとんどです。中にはちょっと料金を払ってという方もいらっしゃいましたが、そのような状況になっておりまして、そのほかのちょっと大きなトラックというのは、基本的に1件だけだったのです。そういう業者さんみたいな大きなトラックで持ってくる方というのは基本的にいなくて、例えば鉄塔の下の電線のところに枝がかかっている、本来は多分その業者さんたちが契約しているところに持っていくのかもしれませんが、何かやむを得ない事情で近くのところをお願いしたいという場合には、生活環境課のほうに申し出ていただいて、内容を確認して、許可をした上で搬入を許可しておりますので、調査の時点では1件しかございませんでしたので、一般市民の方がご利用しているという形になっております。

以上でございます。

○委員長（大塚正義） ほか質疑はありませんか。

津守委員、2回目になってしまうので、申し訳ないです。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） ほか質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第52号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 大田原市緑資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第54号 大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） それでは、次に日程第5、議案第54号 大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島 敬） 議案第54号 大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきましては私から説明をさせていただきました。本日は、教育総務課長から詳細な改正に関する説明をさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） 教育総務課長の羽石です。よろしくお願いいたします。議案第54号 大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

51ページの議案書補助資料を御覧ください。大田原市奨学金貸与条例は、教育の機会均等の趣旨に基づいて、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対し、予算の範囲内において学資を貸与して有用な人材を育成することを目的として定めた条例でございます。この奨学金は、高校生から大学院生までを対象としておりますが、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とした専修学校については本市では対象としておりませんでした。近年、専修学校進学者の希望者がいること、また県内他市の状況を見ますと、ほとんどの市が対象としていることから、今回専修学校を対象に加えるため、関係箇所の改正が必要となりますので、本議会に議案上程するものでございます。なお、専修学校につきましては、入学資格の違いによりまして、高等課程、専門課程及び一般課程の3つに分類されますが、今回対象として加えるのは、高校生及び大学生等と同じ年代になります高等課程及び専門課程としており、社会人などの一般課程については対象外としております。

それでは、49ページの新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第3条では、奨学生の資格について規定しておりますが、2号中「高等専門学校」の次に「、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）」を加え、「の規定に基づく」を「に規定する」、また「大学又は」の「又は」を「若しくは」に、さらに「在学している者」の次に「又は入学しようとする者」を加えます。

50ページを御覧ください。第6条では、奨学生の貸与額について規定しておりますが、1号中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校の高等課程」に改め、「月額 1万2,000円」の表記を月額と1万2,000円の間のスペースを削除した表記に改めます。

また、同条2号中「短期大学」を「専修学校の専門課程、短期大学」に改め、「月額 2万円及び月額 4万円」を月額と数字の間のスペースを削除した表記に改めます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で議案第54号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

北原委員。

○委員（北原裕子） これ学校教育法ということは、海外は対応していないということですか。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） そうですね。想定では、海外の者についてというのは、この奨学金貸与条例を制定するときから対象としてきていなかったもので、今までも事例がなかったということで、対象とはなっていない形になります。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑ございませんか。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回、奨学金のその対象になるときに、よく審査という形をすると思うのですが、今までは成績だったりとか、親の収入だったりとかというのがあるのですが、やはり同じような形の審査方法になるのか、その辺をまず伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

審査方法については、これまでどおり学力要件、所得要件、そういったものを基準を設けまして、それを審査の要件とさせていただく形は変える予定はございません。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） そのときに、ただ今回は専修学校という形なのですが、専修学校は例えばその通信制だったりとか、いろいろ多分あると思うのですが、そういう方たちも対象になるのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

専修学校として学校教育法上認められているものであれば、通信制のものであっても対象になるというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第54号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号 大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第55号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第6、議案第55号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島 敬） 議案第55号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして私から説明をさせていただきましたが、本日は教育総務課長から詳細な改正に関する説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） 議案第55号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について、私からご説明いたします。

54ページの議案書補助資料を御覧ください。大田原市奨学基金条例は、奨学金の貸与に関する事務を円滑かつ効率的に行うために設置されておりますが、大学等に入学しようとする方を対象に、給付型の奨学金制度を創設するため、貸与型及び給付型奨学金の双方に奨学基金を繰替え運用できるよう条例の一部を改正するものであります。

なお、給付型奨学金の概要でございますが、対象者が大学、短期大学又は専修学校に入学しようとする者であり、同様の給付型奨学資金をほかの機関から給付を受けていない者としめます。

給付額につきましては、入学時1回に限り20万円を支給いたします。対象人数は、毎年15名程度を予定いたします。

対象者の決定につきましては、対象者の申請に基づきまして、大田原市奨学生選考委員会に諮り、給付の可否を教育委員会で決定いたします。

それでは、改正内容をご説明いたします。52ページを御覧いただきたいと思います。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正いたします。

第1条では、基金の設置について規定をしておりますが、奨学資金の貸与の次に「及び給付」を加えます。

第5条は、繰替え運用について規定しておりますが、繰替えの表記を改めます。

第6条では、処分について規定しておりますが、貸与の次に「及び給付」を加えます。

53ページに移りまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたします。

議案第55号の説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

北原委員。

○委員（北原裕子） この入学時に20万円ということですが、具体的にいつまでの期限の申請で、恐らく3月までだとは思いますが、国立の二次試験とかを考えると、非常に申請する期間短く、恐らく給付することも早急に入学金などを考えると行わなくてはならないと思うのですが、その期間というか、そういうことをお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

令和6年度の奨学生、貸与型になりますけれども、につきましては2月7日から3月の中旬になります15日までということで受付をしておりました。今回の給付型あるいは貸与型について検討してきたとき、先ほど北原委員からお話がありましたように、国公立の後期日程の合格の対象となる方が間に合わないということがこれまでの事例から、内部で検討した結果、分かりましたので、それに間に合うように募集期間を延ばすことを考えたほうがいいのではないかということで今現在は検討しております。令和7年のものにつきましては、これから要綱等定めていきますので、現段階では後期日程の方も対象にできるようにということでやっておりますが、それがぎりぎりの3月の末の日程で、どこでというところをちょっと内部で確認した上で対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

津守委員。

○委員（津守那音） この給付額20万円の算出した根拠というのを教えていただければと思います。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

他市の事例とか、30万円でやっている自治体等もございます。我々のほうで検討した結果といたしましては、毎年寄附をいただいている額をベースにしまして、それを運用していくという考え方がまずあります。その金額から人数を割り返したときに、20万円という額になるということで、30万円まではということとは出せませんが、20万円でも十分その方の一助になるという結論になりまして、20万円という額を定めさせていただきました。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 津守委員。

○委員（津守那音） 20万円いただけるのは、非常にうれしいことというか、助かると思うのですが、先ほど他市で30万円という、このやっぱり大学、短期大学、4年以上というところを考えると、やはりもう少し額のアップを今後していったほうがいいかなと思うのですが、そういうのはどのような形で決めて、何かそういうこの決める場所というか、そういうのが、委員会みたいなものがあるのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

今回のこの20万円というのを決めたのは、内部で市長までももちろん決裁を取った上での決定にはなるのですが、これをでは津守委員がおっしゃるように、30万円ということを決める際には、まず内部で

決めさせていただくのが原則になります。これについては条例ではなく、規則で運用していくものになりますので、そういった規則の改正についても必要になってきます。ですので、その手続を経てということになるかと思います。なおかつ、その20万円に対して、我々も今後来年からということになりますので、実際15名予定ということで資料にもありますけれども、審査をした上で決定していくものになりますので、何人応募があつて、何人給付決定できるかというのもこれからになります。そうなってくると、そういった内容を実績等を見た上で、あとは他市の状況とか参考にしながら、こういった形がいいのかというのは、その都度その都度検討していく予定になっています。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この選定、諮るところ、大田原市奨学生選考委員会、これはどのような形で構成されていくのか、そしてこれは推薦とか、そういうことがあるのか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

奨学生選考委員会につきましては、現在8名の方に委員をお願いしております。メンバーに関しましては、斎藤副市長、それと市議会議長、民生文教常任委員長、そして大田原市内にあります高校の校長先生、それと市内の小中学校の代表ということで1名、それと教育長の8名で構成されております。これにつきましては、選考委員会の規定において具体的に定めているメンバーを規定しているものではないのですが、選考委員会のメンバーについて内部で決裁を取って決めさせてきていただいているというような状況でございます。

○委員長（大塚正義） ほか質疑ございますか。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回給付型ということで、我々議員もやはり他の市町、自治体なんかも参考にしながら、過去においては相当質問なんかもしながら、大田原市までやっていただきたいという話を持っていったときに、大田原市のほうは今現在、全てが今の奨学金は無利子だったりとか、あとは1年の返還の猶予期間があるということで、給付型は設けないという話の中であったときに、今現在は返還のお金に対してのその猶予というような、給付型ではないですけども、そういう形を大田原市は今現在やっている部分があったと思うのですが、そうすると今回給付型になったときには、返還のその猶予というような制度というのはなくなるのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

現在の貸与型で返還猶予、事情でということと、あとは大学院に進学した場合ということで事例としてはあると思うのですが、その規定についてはそのまま運用は残る形になります。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） あと、大田原市のその返還の猶予のときの選考の基準となるものは、非常にやっぱり成績をものすごく優秀な子供ということで、多分3.5とか、3.0というような、何かそういうものすごく成績が優秀な方だけが選考に残るという形で、なかなかその辺はやっぱり難しいということで、多分年間通

しても本当に数えるほどの人しか多分選考されなかったと思うのですが、今回給付型になったときのその選考の仕方とか、基準というのは、先ほどもちょっと話はしたのですが、下げて、ではないとこの大田原市が考えているような15名というのは多分出てこないのではないかなと思うのですが、その辺の緩和策というのはどういう形で考えているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

確かに貸与型と比較して、実は給付型につきましては、成績基準は高く設定させていただき予定となっております。これにつきましては、実際令和6年に貸与型で申込みがあった方を対象としまして、その基準で実際に給付型の申込みをしていただいた場合にどうなのかというのをシミュレーションさせていただきました。結果として対象となる方は出てくるというようなことは一応試算は出ています。ただ、人数につきましては15名という数字にはならないという状況なので、ここにつきましては、実際我々も他市の状況を参考にしながら基準を設定していますので、スタートしてみて、実際にやはりハードルが高いということであれば、もちろん検討はしていかなければならないというふうには考えております。

以上になります。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） また、その対象者の資格を見ると、他の機関からの学資の給付を受けない者という形なので、できたら、多分本会議の中でも質問もあったかもしれないのですが、情報の提供というものをきちんと早めに教えてあげ、非常においしいというのではないのですが、やっぱりありがたい制度だと思うので、その辺を早めに他のその給付を受けないうちに、やはりそういう形で早めに情報を提供するような形を取ってもらいたいと思うのですが、今考えている最大限の情報の提供というのは、どういう形でやるのか、もう一度その辺をお伺いできたらと思うのですが。

○委員長（大塚正義） 教育総務課長。

○教育総務課長（羽石 剛） お答えいたします。

この周知関係なのですが、正直我々も早めに早めということでこれまでの貸与のときも考えて動いてはきました。ただ、どうしてもその規定を、要綱、そういったものをまとめ上げて周知できるのが1月号、例えば市の広報等、あとは高校への要項配布というような形で、大体その1月頃の時期にやってきました。募集については、先ほどお答えしましたように、2月スタートということになりますので、それに近い時期がということでやってきましたが、制度創設につきましては、このような給付型の制度をスタートする形になりますという周知はできると思いますので、それをできるだけ早くホームページ等でPRできればというふうには考えております。

以上になります。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 津守委員さんのほうからも話はあったのですが、20万円と言わず、やはりもうちょっと上げる、例えば県内だと栃木市なんかは35万円ぐらいやっていたりとか、また那須塩原市さんは普通の給付型のほかに医療関係とか、福祉関係の大学、また保育関係の大学という特化して給付というのをやっぱりやっているので、大田原市も栃木市もそうなのですけれども、やはり医療福祉大学があったりとか、獨協だったりとか、いろんな形の医療系の大学も多いので、できましたらそういう特化した、医療福祉に特化した大田原市独自の何か給付型というのを含めて将来的には考えていただければありがたいと思いますので、その辺をよろしく願いしたいなと思います。

○委員長（大塚正義） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第55号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎閉 会

○委員長（大塚正義） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

午前11時13分 散会